

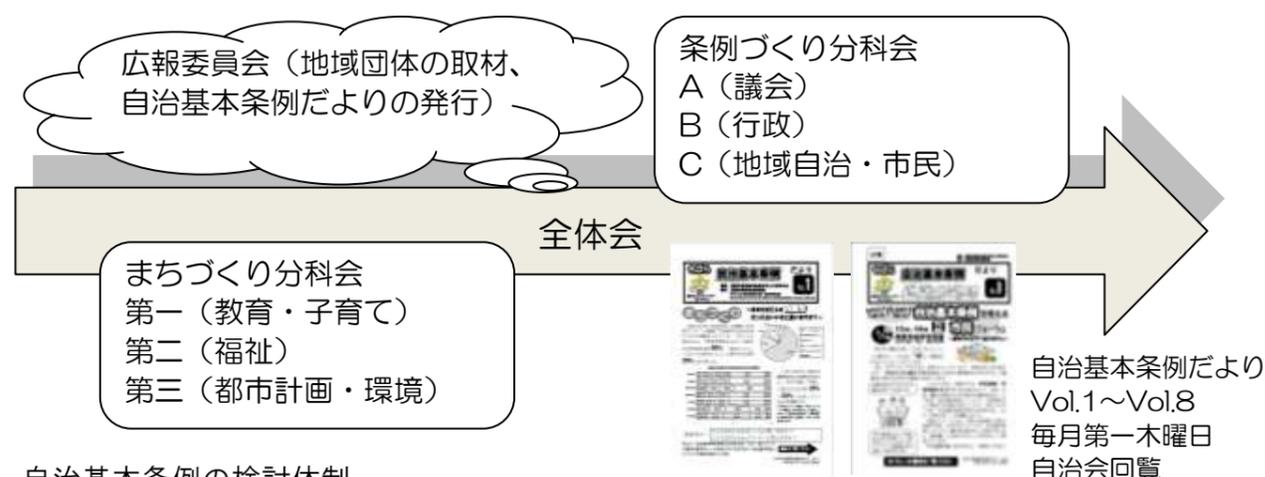
自治基本条例 についての「基本的な考え方」 ～自治基本条例に盛り込むべき内容のたたき台～

1. 自治基本条例の検討経過

私たち「市民の会」では、自治基本条例について、その必要性も含めて検討し、その「基本的な考え方」を市に提言するため、平成 24 年 1 月からおおむね月 2 回のペースで、平日の 18 時～21 時や休日などに会議を行い、これまでに 26 回の全体会を行いました。個別の会議等も含めると、40 回近くにも及びます。

「市民の会」では、委員全体で協議する「全体会」に加え、まちづくりの課題を研究する「まちづくり分科会」と、条例そのものを研究する「条例づくり分科会」を組織するなど、試行錯誤を繰り返しながら、検討を進めてまいりました。

市民の会の委員構成 男性 23 名・女性 7 名
30 代以下 4 名、40～50 代 6 名、60 代以上 20 名



2. 自治基本条例の検討体制

市民の会委員は、まちづくり分科会（第一～第三）のいずれか、および条例づくり分科会（A・B・C）のいずれかに、それぞれ所属しています。

平成 24 年の夏ごろまでは、条例そのものの検討を進める「条例づくり分科会」に先立ち、現在茂原市で進められている各種のまちづくりの現状を把握し、まちづくりの課題・問題を掘り下げて探究するため、3 つの「まちづくり分科会」に分かれて話し合いました。

まちづくり分科会

第一分科会	教育・子育て	9 名
第二分科会	福祉	12 名
第三分科会	環境・都市計画	11 名

秋以降は、「条例づくり分科会」に分かれて、まちづくり分科会で掘り下げた課題・問題を念頭に置きながら、条例にどのような項目を組み立てていくかについて、検討を重ねているところです。

条例づくり分科会

A 分科会	議会	8 名
B 分科会	行政	10 名
C 分科会	地域自治・市民	12 名

3. 今回の「たたき台」について

自治基本条例の検討は、法律等になじみのない私たち市民の会委員にとって非常に困難を極めており、予想以上の時間を要しております。

今回、以下に「自治基本条例に盛り込むべき内容のたたき台」をお示ししますが、これは「条例づくり分科会」（左記の A・B・C 分科会）内で議論した内容となっており、全体会における各分科会間の調整・すり合わせがまだ不十分であるのが実情です。

今回のフォーラムを皮切りに、今後、市民の皆様のご意見を伺うさまざまな機会を設け、そこでいただいたご意見等を踏まえて、市民の会において再検討する予定です。

4. 自治基本条例に盛り込むべき内容のたたき台

① 総則

- 【現状と課題】**
- これまでのまちづくりは、行政が主体であり、市民はサービスを受けるだけの存在と位置づけられることが少なくありませんでした。
 - これまでは「行政が聞く耳を持たない、市民からはクレーム的な提案がされる」というボタンの掛け違いがあるなど、結果として協働が進まないという現状がありました。
 - まちは市民が主体となってつくるものであり、このためのルールを条例に位置づけることによって、改めて「市民にはまちづくりに参加する権利と役割（責務）がある」ことを明確にすることができます。

【基本的な考え方（条例に盛り込む主な内容）】

<p>情報の提供・公開・共有</p> <p>市民参加のまちづくりを進めるための情報は、行政からわかりやすく公正に提供されるとともに、市民からも提供するなど、適正に共有を図ります。</p>	<p>参加の機会の保障</p> <p>まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が意見・提言できる機会を設けるなど、市民参加の機会を保障します。</p>	<p>子どもの参加の機会の保障</p> <p>子どもたちがふるさと茂原に愛着と誇りを持つことができるよう、子どもたちがまちづくりに参加する機会を保障します。</p>
<p>協働によるまちづくり</p> <p>市民および市は、それぞれの役割を認識し、対等なパートナーとしてまちづくりに取り組みます。 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度を整備します。</p>	<p>住民投票</p> <p>市政に関する重要事項については、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。 市長および市議会は、その結果を尊重します。</p>	<p>実効性の確保</p> <p>自治基本条例の実効性を確保するため、公募市民が過半数を占める（仮称）審議会を設置します。 審議会は実施状況の評価などを行うとともに、条例改正の必要があると判断したときは、市長に提言します。</p>